

特別講習における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

令和2年5月25日策定

令和2年6月3日改訂

令和3年4月13日改訂

1 開催に当たっての前提について

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が公示された場合は、新規感染者数等の指標を考慮した上、特別講習の中止、延期又は開催について該当都道府県協会と事業センターで協議する。
開催する場合は、「2 受講者、講師及び事務局員等への周知について」の徹底及び受講前に多人数が集まる場所を避け、飲酒を伴う場には参加しないように周知徹底する。
- (2) 国家資格を取得する講習会であるため、実技試験において「やったつもり」などの特例は認めない。
- (3) 三つの密を回避する、かつ、受講者等の手洗い及び資機材の清拭消毒時間を確保するため、通常よりも可能な限り受講者数を減らすこと。(一定の移行期間を設け、感染拡大のリスクに応じて段階的に増員する。)
- (4) 全警協及び借用施設の感染予防対策ガイドライン等を遵守する。

2 受講者、講師及び事務局員等への周知について

- (1) 自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いを日々徹底するように周知する。
- (2) 講習日14日前から、毎朝の体温測定と健康チェックについて周知する。
- (3) 事前講習及び特別講習開催前に発熱、だるさ、息苦しさなどの症状がある場合は、講習会参加を取りやめるように周知する。
- (4) 事前講習及び特別講習受講中に発熱、だるさ、息苦しさなどの症状が出た場合は、講習を辞退させ、帰宅させる旨を周知する。
- (5) 発熱や具合が悪く自宅待機となっている者、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある者、過去14日以内に政府から入国制限・入国後の観察期間を必要とされている国や地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある者は受講を認めない旨を周知する。
- (6) 高齢者、基礎疾患を有する者は、感染予防について特に注意するように周知する。

3 受講者所属警備業者への周知について

- (1) 特別講習会場における感染予防対策及び上記2について周知し、受講者に対し所属企業からも感染予防の指導を促す。

- (2) 高齢者、基礎疾患（循環器疾患、糖尿病、呼吸器疾患、癌、各種免疫不全、人工透析など）を有する者は感染した場合に重症化しやすいため、この時期の受講は避けるように要請する。

4 受講料の返金について

上記 2(3)(4)(5)に該当する場合や新型コロナウイルス感染症に係る事由により講習会を辞退した者については、受講料を返金する。

5 特別講習の開催に当たって

- (1) 受講者、講師、事務局員等及び考査員は、マスクを着用する。
- (2) アルコール消毒液、次亜塩素酸水及び界面活性剤含有の洗剤（以下「消毒液等」という。）など、それぞれの用途に適した消毒液等を講習会場に用意する。
- (3) 講習会場の不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に消毒液等で清拭消毒する。
- (4) 講習日（両日）の受付時に、受講者、講師、事務局員等及び考査員を非接触体温計などで検温し、発熱している者は帰宅させる。なお、非接触体温計を準備できない場合は、出発前に各自に通常体温計で検温させ、受付時に申告させる。

6 教場等について

- (1) 風の流れることができるように、窓を1回につき数分間程度、毎時2回以上全開にする、又は一部の窓扉を開放しておく。
- (2) 片側だけに窓扉があり、開放しても換気に不安がある場合は、扇風機を使用するなど工夫する。
- (3) 通常の開講式の方法では密集が避けられない場合は、実技訓練会場のホール等で行うなど、柔軟に対応してもよい。
- (4) 学科講義及び学科試験の座席は、一人掛けにする、二人掛けを左右交互に着座させるなど、可能な限り距離間隔を取る。一教場では適切な距離間隔が取れない場合については、教場を二つに分けても差し支えない。なお、この際の講師謝金及び特別講習運営費は令和元年8月30日以前の支払い基準を適用することとする。

7 休憩・食事について

- (1) 食事を取る前に手洗いを徹底させる。
- (2) 休憩・喫煙時であっても相応の距離間隔を取らせる。
- (3) マスクを外した際の会話・喫煙は、特に距離間隔を取らせる。

8 実技訓練等について

- (1) 各実技訓練開始前に手洗い等を徹底し、終了後も同様とする。

- (2) 集合訓練は、通常よりも距離間隔を取らせる。また、実技試験待機中も同様とする。
- (3) 受講者にフェースシールド、手袋又は使い捨ての手袋を着用させても差し支えない。
- (4) 受講者間で共用する資機材は、使用後に消毒液等で清拭消毒する。
- (5) 警笛を使用する実技訓練については、集合訓練では吹鳴させず、個別訓練（看取り訓練者除く）は吹鳴させて訓練する。
- (6) 負傷者の搬送要領、徒手による護身術などの相対動作で訓練等を行うものは、警備員役だけの訓練時間を長く取り、相対動作での訓練時間を短くする。
- (7) 負傷者の搬送要領、徒手による護身術などの相対動作で訓練等を行うものは、適正な声量で文言等を発声する。（必要以上の大声を出させない。）
- (8) 各実技試験科目終了者から順次、手洗い等を徹底する。
- (9) 今後の気温上昇とマスク着用の関係から、休憩回数を増やす又は休憩時間を長くする、更なる水分補給の指導、要所でのマスクを外しての休憩等、受講者の熱中症に特に注意する。
- (10) 夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるため、屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合には、熱中症のリスクを考慮し、マスクを外すようにする。

9 ガイドラインの見直しについて

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症に関する政府の動向等を踏まえ、随時見直すものとする。